

令和元年 12 月 19 日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	運転免許証の更新を失念したことによる仮運転免許中の職員が、必要な措置を行わず、自家用車を運転し、警察の一斉検問により、無免許運転の取り締まりを受けたもの。また、免許の失効期間中に公用車を 25 回運転していたもの。	
被処分者所属及び処分内容等	地域振興課職員(係長級 50 歳代 男性)	停職2月間
監督責任	現在の上司2名及び前年度の上司1名を監督責任として、訓告又は嚴重注意の処分とした。	
処分日	令和元年 12 月 19 日付け	
再発防止策	所属長が所属職員の運転免許証の原本を確認し、失効(有効期限)の状況などを確認する。また、今後も運転免許証の確認を随時行うこととする。	
特記事項	<p>市長コメント</p> <p>このたびは、全体の奉仕者として、各種法令等を遵守すべき立場の職員が、道路交通法違反で検挙されましたことは、極めて残念であり、市民の皆さまの信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、服務規律の確保と綱紀肅正の徹底を図り、皆さまからの信頼回復に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	総務課 課長補佐 齋藤 壮一	
連絡先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市総務課広報戦略室
 広報広聴係
 T e l : 0259-63-5139
 F a x : 0259-63-3300